

「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」と「仙台市地球温暖化対策推進計画」の位置づけ及び審議スケジュール（案）

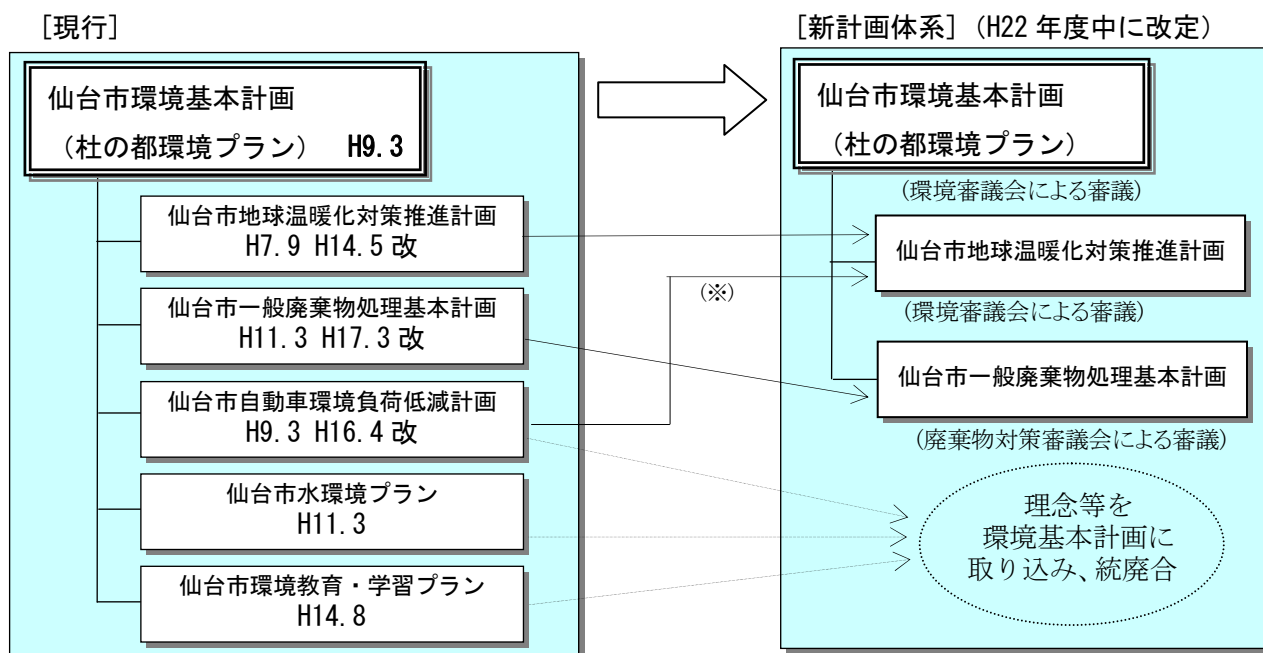
1 「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」（環境プラン）

仙台市環境基本条例第 8 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、目標や施策の方向等を定める計画。環境施策に関する基本的な方向性を示すものであり、個別の計画や具体的な施策が本計画に沿って行われるよう誘導する性格を持つ。

2 「仙台市地球温暖化対策推進計画」（温対計画）

環境プランの部門別計画の一つであり、環境施策のうち、地球温暖化対策の推進に係る目標や施策の方向性を定める計画。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地域公共団体実行計画としての役割を持つ。

なお、現行ではほかに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく、廃棄物処理関連の部門別計画である「一般廃棄物処理基本計画」（一廃計画）等の 4 つの個別計画を策定している。（下図参照）いずれの計画も平成 22 年度に計画期間満了を迎えるが、法令で制定が義務化されている温対計画及び一廃計画以外の個別計画については、施策の実施体制の確立等に伴い、各計画の理念などの主要部分を環境プランに取り込んだ上で統廃合するものとする。



3 環境プランと温対計画の審議スケジュール（案）

環境審議会には環境プランと温対計画を同時に諮問するが、まず環境プランの審議において、地球温暖化対策、「低炭素社会構築」等も含む分野の目標、施策の方向性等を検討することとし、環境プランの中間案策定後（H22.3 頃）の平成 22 年度初め頃より温対計画の具体的内容を審議する。

審議スケジュール 次頁の通り

仙台市環境基本計画・仙台市地球温暖化対策推進計画の審議スケジュール

